



税務情報

国税庁からの公表情報

1. 在宅勤務に係る費用負担等に関する FAQ（源泉所得税関係）の更新

国税庁は 5 月 31 日、[「在宅勤務に係る費用負担等に関する FAQ（源泉所得税関係）」](#)（PDF 665KB）を更新しました。

この FAQ は 1 月 15 日に公表^{(*)1}されたのち、4 月 30 日に更新^{(*)2}されており、今回が 2 回目の更新です。

今回の更新では、新たに以下の 4 つの設問が追加されました。

問 3 在宅勤務に係る環境整備に関する物品の支給

問 3 では、従業員の在宅勤務に係る環境整備に関する物品等（従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機等）について、企業が所有する物品等を従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はない一方、企業が従業員に物品等を支給した場合（その物品等の所有権が従業員に移転する場合）には、従業員に対する現物給与として課税する必要がある旨が示されています。

問 4 在宅勤務に係る消耗品等の購入費用の支給

問 10 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合のホテルの利用料等

問 11 室内消毒の外部への委託費用や PCR 検査費用等

問 4、問 10 及び問 11 では、それぞれ以下の費用について、その費用を精算する方法^{(*)3}により（問 10 については、企業の旅費規程等に基づく場合も含みます。）企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はない旨が示されています。

- 在宅勤務時に使用する通常必要な消耗品等（マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋等）の購入費用（問 4）
- 職場以外の場所で勤務することを企業が認めている場合のその勤務に係る通常必要な利用料、交通費など業務のために通常必要な費用（問 10）
- 在宅勤務に関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用や企業の業務命令により受けた PCR 検査費用など業務のために通常必要な費用（問 11）

ただし、それぞれ、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するものや、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないもの等は、従業員に対する給与として課税する必要がある旨が示されています。

- (*)1 e-Tax News No.216 [「国税庁からの公表情報 ― 在宅勤務に係る費用負担等に関する FAQ 等の公表」](#)（2021 年 1 月 18 日発行）にてお知らせしています。
- (*)2 e-Tax News No.230 [「2020 年度税制改正通達の趣旨説明の公表/在宅勤務に係る費用負担 FAQ の更新」](#)（2021 年 5 月 6 日発行）にてお知らせしています。
- (*)3 問 5 において、企業が従業員に対して金銭を仮払いした後に精算する方法と、従業員が物品等を立替払いにより購入した後に精算する方法の 2 つが示されています。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する FAQ の更新

国税庁は 5 月 31 日、[「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」](#)（PDF 3,782KB）を更新しました。

この FAQ は、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いを Q&A 形式で網羅的に解説するもので、2020 年 3 月 25 日に公表されて以来たびたび更新されています。

今回は、以下の 1 つの設問が追加されました。

■ 5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

問 9-5. 企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い

企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱いについて、従業員の所得税の課税関係と企業の法人税の課税関係に分けて解説されています。従業員の所得税の課税関係については、上記「1. 在宅勤務に係る費用負担等に関する FAQ（源泉所得税関係）の更新」とほぼ同様の内容が示されています。また、企業の法人税の課税関係については、原則として消耗品費、旅費交通費等や給与として損金の額に算入できる旨が示されています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.